5-58 すれ違い用前照灯

5-58-1 装備要件

自動車の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係)

- ① 配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が協定規則第 123 号改訂版補足第 4 改訂版の技術的な要件に適合するものを備える自動車
- ② 最高速度 20km/h 未満の自動車であって、光度が 10,000cd 未満である走行用前照灯を備えるもの

5-58-2 性能要件

5-58-2-1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第5項関係)

ただし、5-57-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。(保安基準第 32 条第5項関係、細目告示第198条第6項関係)

① すれ違い用前照灯 (その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。) は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、か つ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m (除雪、土木作業その他特別な用 途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動 車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあっては、15m)の距離にある交通上の障害 物を確認できる性能を有すること。

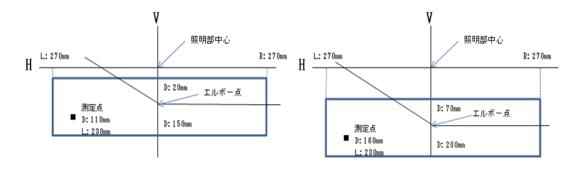
この場合において、平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。)にあっては、前照灯試験機(すれ違い用)を用いてアの計測の条件により計測し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。また、前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いてア(イ)により計測したときにイ(イ)に掲げる基準に適合するすれ違い用前照灯は、当分の間、この基準に適合するものとする。(細目告示第 198 条第 6 項第 1 号関係)

ア 計測の条件

- (7) (1) の場合以外の場合
 - a 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態
 - b 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、a の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
 - c 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態
 - d 前照灯試験機(すれ違い用)の受光部とすれ違い用前照灯とを正対させた状態
 - e 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

- (イ) 前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合
 - a 直進姿勢であり、かつ、検査時車両状態
 - b 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、aの状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
 - c 蓄電池が充電されており、かつ、原動機が回転している状態
 - d 前照灯試験機(走行用)を用いる場合には、当該受光部とすれ違い用前照灯とを正対させた状態
- e 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態 イ 計測値の判定
 - (7) 前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができる場合
 - A カットオフを有するすれ違い用前照灯の場合
 - (a) エルボー点は、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方 0.11°の平面及び下方 0.86°の平面(当該照明部の中心の高さが 1 m を超える自動車にあっては、下方 0.41°の平面及び下方 1.16°の平面)並びに車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 1.55°の鉛直面に囲まれた範囲内、又は、前方 10mの位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方 20mm の直線及び下方150mmの直線(当該照明部の中心の高さが 1 m を超える自動車にあっては、下方 70mmの直線及び下方200mmの直線)並びに当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ270mmの直線に囲まれた範囲内にあること。
 - (b) すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、水平面より下方 0.6°(当該照明部の中心の高さが 1 m を超える自動車にあっては、0.9°)の平面及び車両中心線と平行な鉛直面より左方に 1.3°の鉛直面が交わる位置、又は、前方 10m の位置において、当該照明部の中心を含む水平面より下方 110mm(当該照明部の中心の高さが 1 m を超える自動車にあっては、160mm)の直線及び当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左方に 230mm の直線の交わる位置における光度が、 1 灯につき 6,400cd 以上であること。

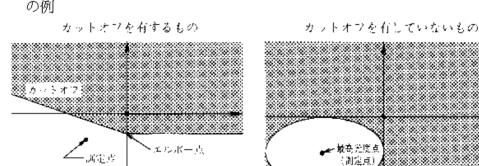
(参考図) カットオフを有するすれ違い前照灯の判定値 [①イ(ア) a (a)及び(b)関係] 【照明部の中心の高さが1m以下の場合】 【照明部の中心の高さが1m超の場合】



- b カットオフを有しないすれ違い用前照灯の場合
 - (a) 最高光度点が、照明部の中心を含む水平面より下方にあり、かつ、当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面よりも左方にあること。

- (b) 最高光度点における光度は、1灯につき、6,400cd以上であること。
- (イ) 前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合
 - A カットオフを有するすれ違い用前照灯の場合
 - (a) すれ違い用前照灯をスクリーン(試験機に付属のものを含む。)、壁等に照射することによりエルボー点が(ア)a(a)に規定する範囲内にあることを目視により確認できること。
 - (b) (7) a (b) に規定する位置(当該位置を指定できない場合には、最高光度点)に おける光度が、1灯につき、6,400cd 以上であること。
 - B カットオフを有しないすれ違い用前照灯の場合
 - (a) 最高光度点が、(7)b(a)に規定する位置にあること。
 - (b) 最高光度点における光度は、1灯につき、6,400cd以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用前照灯の配光特性



5-58-2-2 視認等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第5項、細目告示第198条第6項関係)

- ① その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであること。
- ② すれ違い用前照灯は、5-57-2-2②、③及び④の基準に準じたものであること。
- ③ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。
- ④ 次に掲げるすれ違い用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものにかぎり、曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯として使用してもよい。
 - ア 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた 曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯
 - イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯又は同条第 7 項の規定に基づき装置の指定を受けたとみなされる曲線道路用

配光可変型すれ違い用前照灯 (いわゆる ②マークが付されたもの。)

5-58-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、 視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなけれ ばならない。(保安基準第32条第6項関係)

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 198 条第7項関係)

- ① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。
- ② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1.2m以下(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、小型特殊自動車)及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1.2m以下に取り付けることができないものにあっては、取り付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上 0.5m以上(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、小型特殊自動車)及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 0.5m以上に取り付けることができないものにあっては、取り付けることができる最高の高さ)となるように取り付けられていること。
- ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1.2m 以下となるように取り付けられていること。
- ④ すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内に取り付けることができないものにあっては、取り付けることができる最外側の位置)となるように取り付けられていること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあっては、この限りでない。
- ⑤ 前面が左右対称である自動車に備えるすれ違い用前照灯は、車両中心面に対し対称の位置に取り付けられていること。ただし、すれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備える二輪自動車にあっては、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の中心が車両中心面に対して対称の位置にあればよい。
- ⑥ すれ違い用前照灯の操作装置は、運転者がすれ違い用前照灯の点灯操作を行った場合に、 すべての走行用前照灯を消灯する構造であること。
- ⑦ 放電灯光源を備えるすれ違い用前照灯は、走行用前照灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。
- ⑧ すれ違い用前照灯は、車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が

消灯している場合に点灯できない構造であること。ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動によりすれ違い用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。

- ⑨ すれ違い用前照灯は、点滅するものでないこと。ただし、⑧ただし書の場合にあっては、この限りでない。
- ⑩ すれ違い用前照灯の直射光又は反射光は、当該すれ違い用前照灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ① すれ違い用前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。
- ① 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。
- ③ すれ違い用前照灯は、5-58-2に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。
- (2) 次に掲げるすれ違い用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に 適合するものとする。(細目告示第 198 条第 8 項関係)
 - ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたすれ 違い用前照灯
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について 装置の指定を受けた自動車に備えるすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位 置に備えられたすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有するすれ違い用前照灯

5-58-4 適用関係の整理

4-58-4の規定を適用する。